

実施計画変更概要(案)

規制見直しの 内容	概要	申請予定時期
プラントの現 状に併せた見 直し	必要な記録類が見直され、56号の炉心パラメータ等を採取対象から除外される	2020年4月1 日より3か月以 内に申請予定
	運転責任者（当直長）の名称を「運転管理責任者」に変更	
	原子炉主任技術者を1～6号で兼任が可能となる	
	定期安全レビューの適用除外	
検査の見直し	使用前検査(社内)の実施 施設定期検査(社内)の実施及び計画・実績の報告	
他の事業規則 等の改正内容 の適用	品管規則の適用による品質マネジメントシステムの変更 (炉規制法の附則により2020年4月1日より3か月以内に申請が必要)	
	設計管理と工事監理・保守管理を纏め「施設管理」として規定される	
所内運搬	1Fにおける所内運搬の規定が1F規則にて明確化されるとともに、実施計画変更認可を通じて特例措置が認められる	変更要否を確認の上、対応予定

事業所内運搬について

2020年 1月 9日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

(事業所内運搬の運用と法令の整理)

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正案」の「第十四条の二の三項」を適用し、事業所内運搬を行う。

(理由)

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の「Ⅲ章第3編3 放射線管理に係わる補足説明 3.1.2.3 発電所における放射線管理」において、以下の通り認可されており、「第十四条の二の三項」を適用した運用を行いたい。

実施計画Ⅲ章第3編3 放射線管理に係る補足説明

3.1 放射線防護及び管理

3.1.2 放射線管理

3.1.2.3 発電所における放射線管理

(1)管理対象区域，管理区域，保全区域及び周辺監視区域

a.管理対象区域

周辺監視区域全体が外部線量に係る線量，空气中放射性物質の濃度，又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度について，管理区域に係る値を超えるか，又は，そのおそれがあるため，**管理区域と同等の管理を要するエリアとして管理対象区域を設定する。**管理対象区域は，管理区域と管理区域を除く区域に分けられる。

実施計画Ⅲ章の条文	管理区域	管理対象区域
区域の設定及び解除	第46条	第45条
区域区分	第49条	第47条
特別措置	第51条	第50条
出入管理	第53条	第52条
出入者の遵守事項	第55条	第54条
線量の測定	第58条	
区域外等へ持ち出そうとする物品の測定	第63条	第62条
協力企業の放射線防護	第66条	第65条

2. 新設される1F所内における核燃料物質等の運搬に関する規定（1）

項	号	条文
1		法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
	一	核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
	二	核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であって、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合 ロ 核燃料物質によって汚染された物であって、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合
	三	前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。 ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。
	四	核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十八条第一号八の表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

2. 新設される1F所内における核燃料物質等の運搬に関する規定（2）

項	号	条文
1	五	運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
	六	核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。
	七	運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。
	八	車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。
	九	核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
	十	運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。
2		前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。
3		第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。
4		第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

1Fにおける規制の見直しについて ～2020/4からの検査制度～ 【社内自主検査の実施方針について】

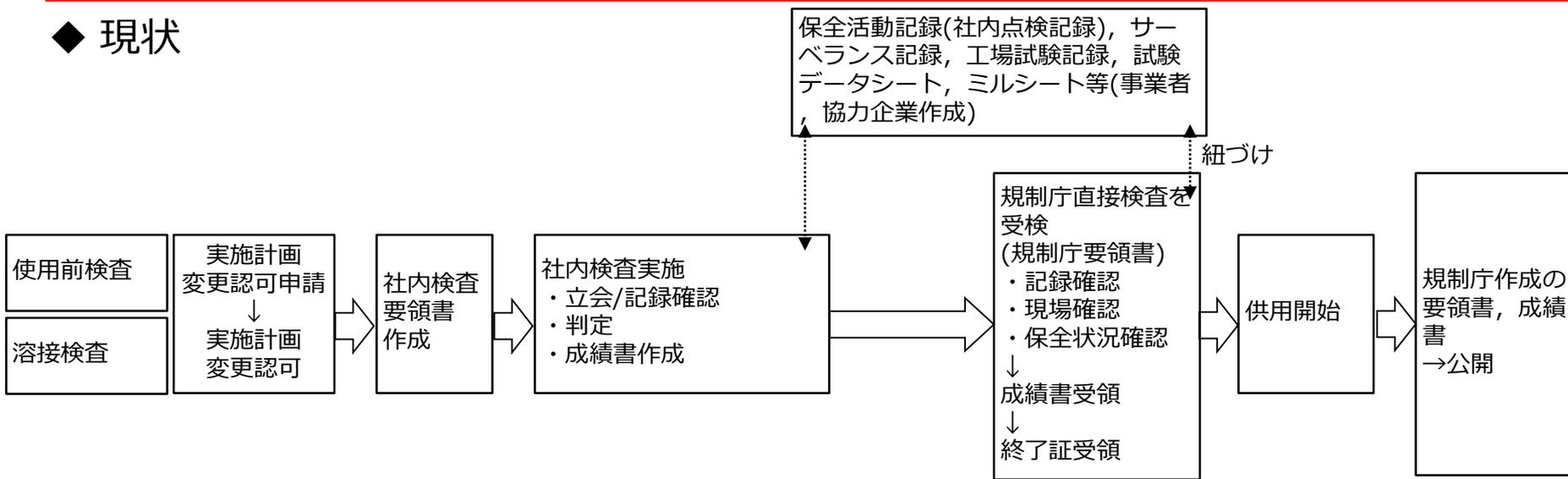
2020年1月9日

TEPCO

東京電力HD 福島第一廃炉推進カンパニー

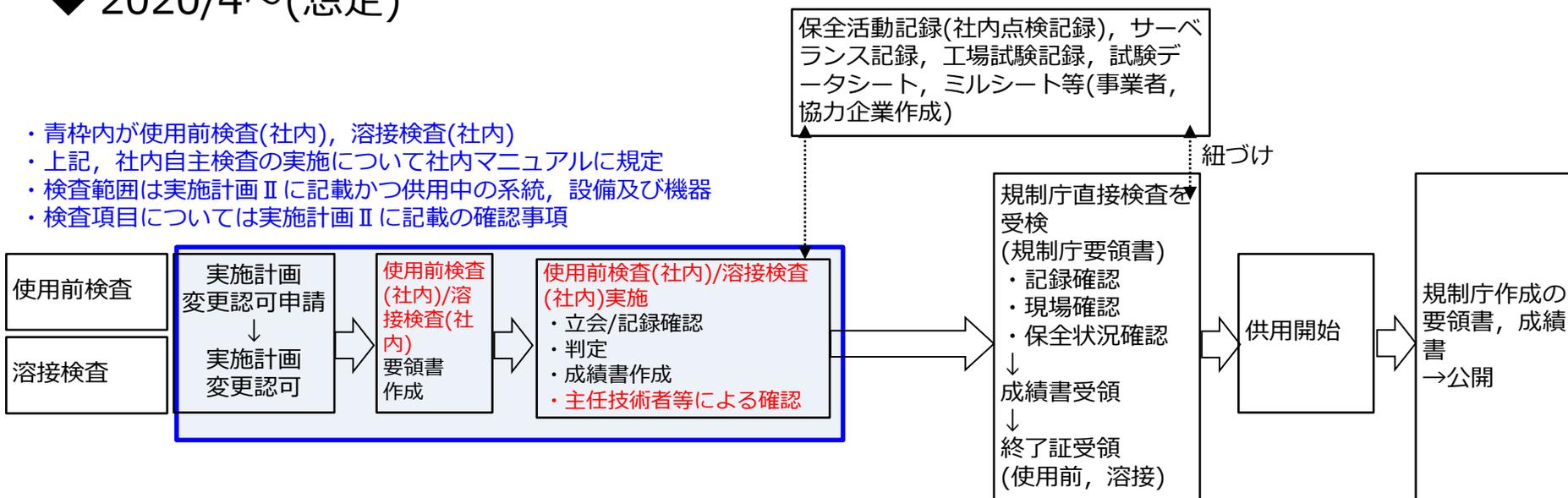
1. 使用前検査（社内）・溶接検査（社内）の実施フロー

◆ 現状



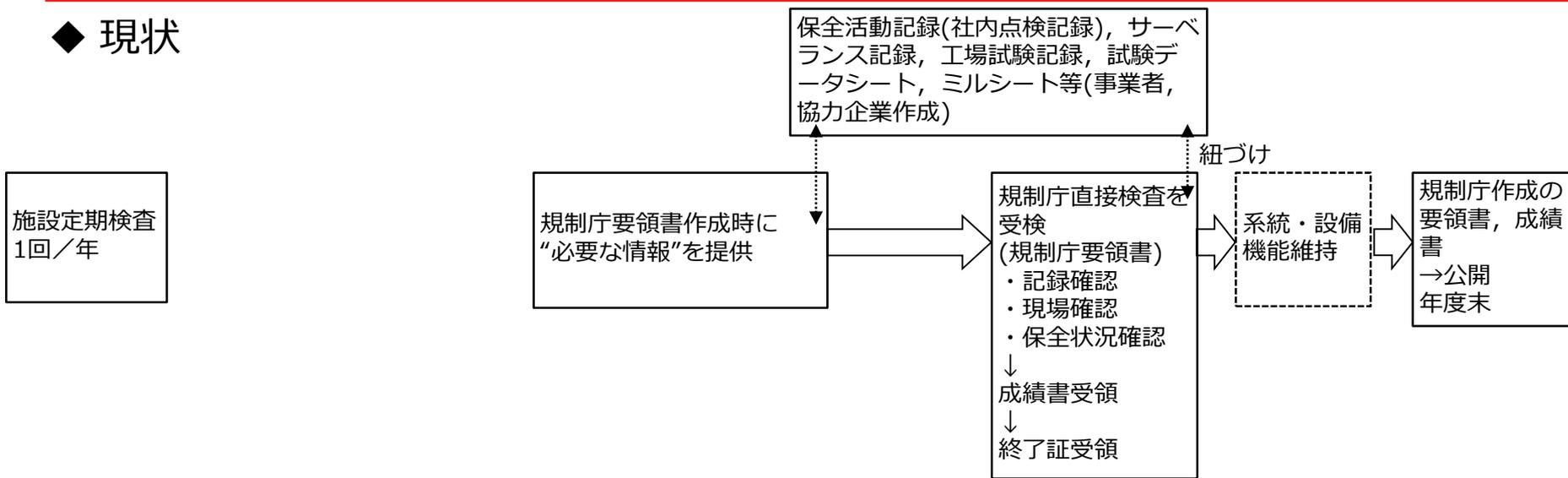
◆ 2020/4～(想定)

- ・青枠内が使用前検査(社内), 溶接検査(社内)
- ・上記, 社内自主検査の実施について社内マニュアルに規定
- ・検査範囲は実施計画Ⅱに記載かつ供用中の系統, 設備及び機器
- ・検査項目については実施計画Ⅱに記載の確認事項

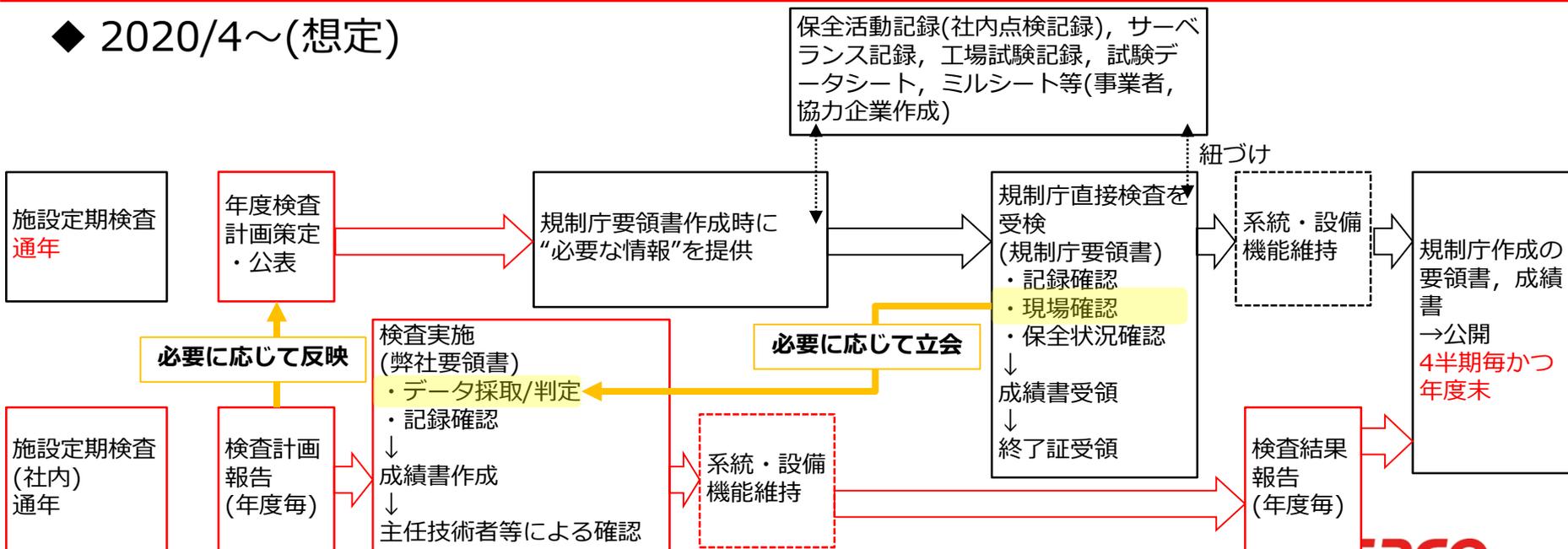


2. 施設定期検査（社内）の実施フロー

◆ 現状



◆ 2020/4～(想定)



3. まとめ

- ◆ 社内自主検査における，社内規定の扱い，要領書等の取り纏め等に関する基本的な考え方

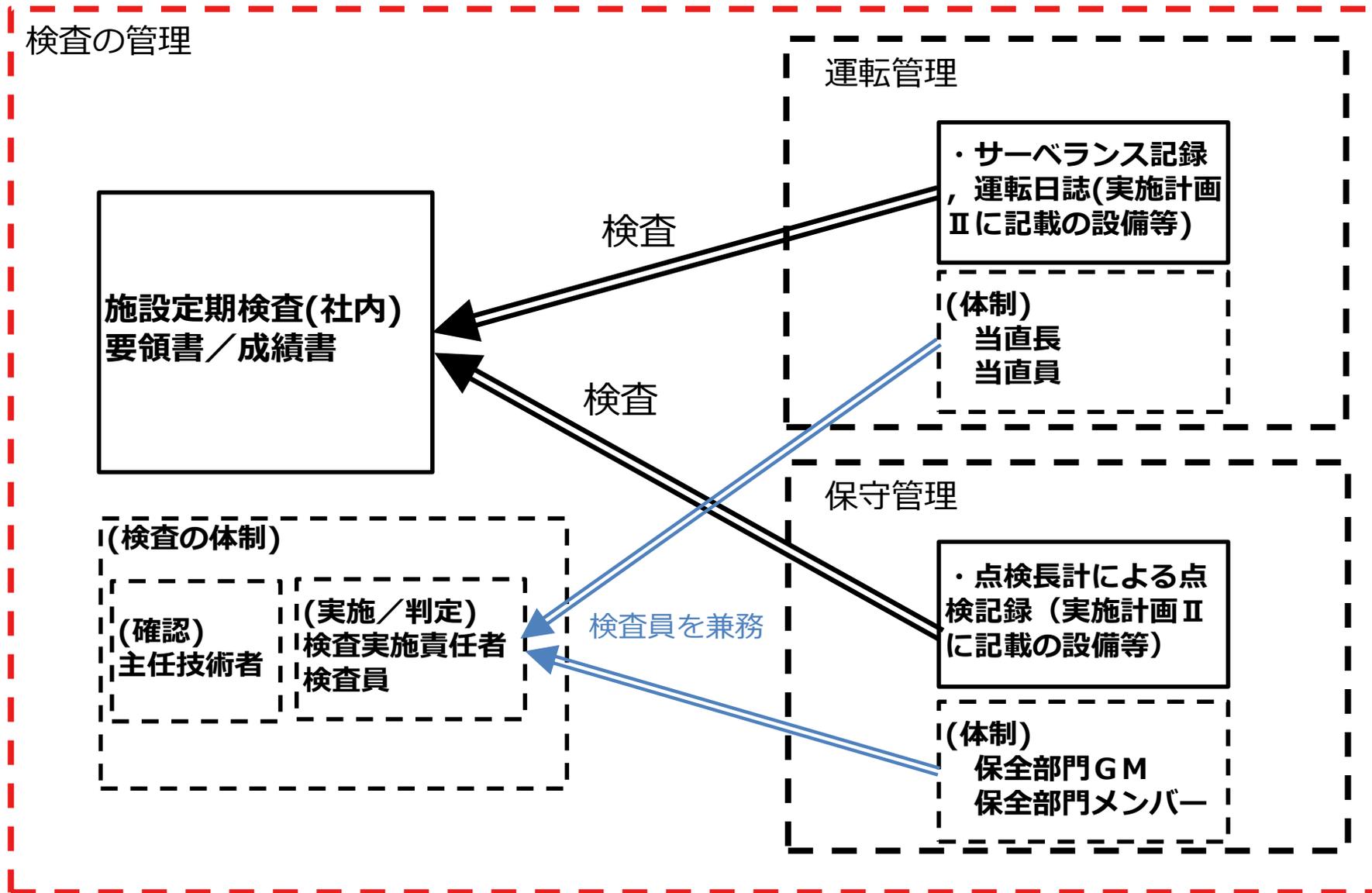
項目	施設定期検査（社内）	使用前検査（社内）/溶接検査（社内）
社内規定の扱い	社内マニュアルに社内自主検査は1 F 規則で規定される検査として明記	
要領書/成績書の作成	<p>現行の施設定期検査に準ずる形(対象設備，検査項目等)で要領書/成績書を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象設備は実施計画Ⅱに記載かつ供用中の系統，設備及び機器検査項目は実施計画Ⅱに記載の性能 	<p>現行の社内検査に準ずる形で要領書/成績書を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 検査項目は実施計画Ⅱに記載の確認項目
検査方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サーベランスによる設備の性能確認，点検※1において現場立会の下行うデータ採取等 <p>※1:点検長期計画に基づいて定期的に行う保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 運転日誌，点検記録の確認 	検査毎に立会/記録確認事項を定める
実施体制	検査実施責任者/検査員を要領書毎に定め，当直長（又は工事監理箇所責任者）/当直員（又は工事監理員）が兼務する体制とする。	
独立性	主任技術者等※2の確認にて確保する。	

- ◆ 施設定期検査(社内)の実施について

- 施設定期検査(社内)は通年で行う。
- 年度末に行う点検については，点検期間が翌年度に跨がる可能性があるため，本年度12月までに行う予定の点検を基に施設定期検査(社内)の計画を立案する。
- 不適合処置等により緊急で実施する必要がある点検については，設備復旧を優先することとする。
- 年度内で複数回実施するサーベランスについては，検査として行うサーベランスを別途定める。

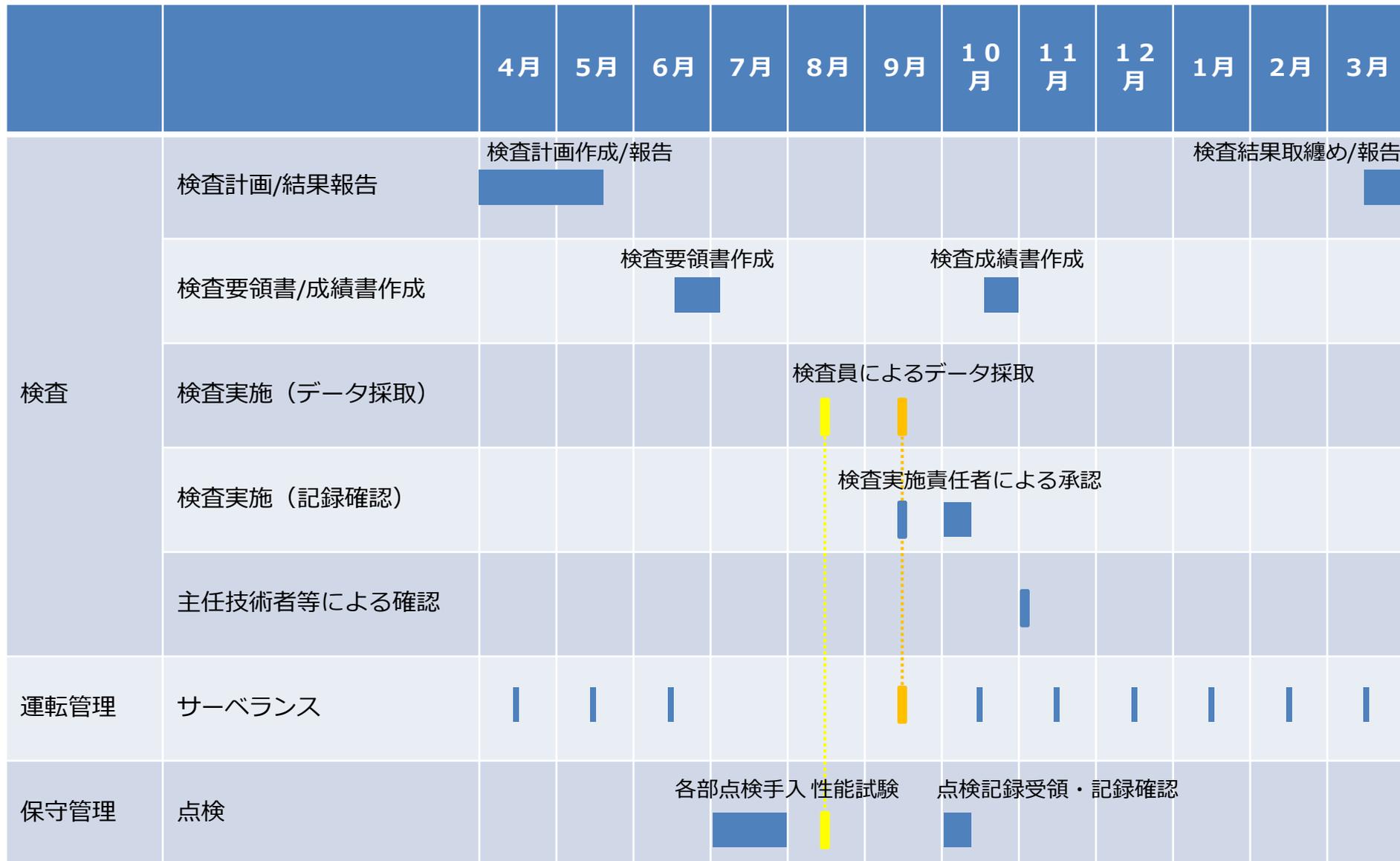
※2:原子炉主任技術者，電気主任技術者，検査担当のこと

(参考)施設定期検査(社内)とサーベランス等の関係



(参考)施設定期検査(社内)実施の流れのイメージ

～実施計画Ⅱ記載機器Xの検査の場合～



(参考)施設定期検査と施設定期検査(社内)の関係イメージ

規制委員会

事業者

リスク情報
(リスクマップ、前年度の検査結果、事業者の検査計画、トラブル情報、1F検討会での指摘等)

年度検査計画策定
(必要に応じ改訂)

公表

検査実施(通年)

・施設定期検査

気づき発見・定性評価

評価に応じた対応措置
(措置命令、実施計画変更命令、立入検査、報告徴収、1F検討会への報告及び議論、面談での指導等)

四半期毎に報告・公表
(立入検査を実施した場合は個別に報告・公表)

総合的な評価及び
年間報告の取りまとめ

委員会決定・公表
(次年度の方針も合わせて決定)

提出

通知

立会/記録確認
(必要に応じて)

措置について
始動又は命令

対応

通知

提出

通知

長期保守管理計画に基づく供用中の
設備の定期的な検査の年度計画策定

施設定期検査(社内)実施
→供用中の設備の定期的な検査

- ・ 運転部門の行うサーバランスの一部
- ・ 運転日誌の記録確認
- ・ 保全部門の行う点検において現場立会の下行うデータ採取
- ・ 点検記録の記録確認

供用中の設備の定期的な検査の
結果の報告

※本資料は12/3原子力規制庁
作成資料を基に作成した検査
のイメージである。

**東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所原子炉施設
実施計画検査実施要領**

(案)

※本案はあくまで検討段階のものであり、
今後内容の変更がありうる。

目 次

1. 目的.....	2
2. 実施計画検査の実施方針.....	2
3. 実施計画検査の種別.....	2
4. 実施計画検査の年度方針及び年度検査計画.....	2
4.1 年度方針の作成、承認及び公表.....	2
4.2 年度検査計画の作成、通知及び公表.....	2
4.3 年度検査計画の変更.....	3
5. 実施計画検査の実施.....	3
5.1 使用前検査.....	3
5.2 溶接検査.....	3
5.3 輸入溶接検査.....	4
5.4 施設定期検査.....	4
5.5 保安検査.....	5
5.6 核物質防護検査.....	6
5.7 その他の検査.....	6
6. 気づき等の評価及び評価に基づく措置.....	6
7. 検査報告書の作成、通知及び公表.....	6
図 1. 実施計画検査に関する実施フロー.....	8
表 1. 気づき等の影響度に係る評価イメージ.....	9
表 2. 気づき等の影響度に係る評価上留意すべき視点イメージ.....	10

1. 目的

本実施要領は、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（以下「福島第一原子力発電所」という。）における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第64条の3第7項の検査（以下「実施計画検査」という。）の実施方法について定めたものである。

2. 実施計画検査の実施方針

実施計画検査は、福島第一原子力発電所において事業者が使用又は管理する施設の工事及び性能や、当該発電所における事業者の保安活動（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条第2項第8号に規定する保安活動をいう。）等が、実施計画（法第64条の2第2項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）に従っていることを確認し、福島第一原子力発電所における廃炉作業が安全かつ着実に進むよう、事業者を監視・指導するために実施するものとする。

なお、実施計画検査に関する一連の流れは図1に示すとおり。

3. 実施計画検査の種別

実施計画検査の種別は以下のとおりとする。

- (1) 使用前検査
規則第19条第1項に規定する検査
- (2) 溶接検査
規則第26条に規定する検査
- (3) 輸入溶接検査
規則第29条第1項に規定する検査
- (4) 施設定期検査
規則第18条の2第1項第2号に規定する検査
- (5) 保安検査
規則第18条の2第1項第3号に規定する検査
- (6) 核物質防護検査
規則第18条の2第1項第4号に規定する検査
- (7) その他の検査
規則第18条の2第1項第5号に規定する検査

4. 実施計画検査の年度方針及び年度検査計画

4.1 年度方針の作成、承認及び公表

実施計画検査のうち施設定期検査、保安検査及び核物質防護検査の実施に当たっては、年度の始めに、各検査を担当する課等（原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第190919号。以下「文書管理要領」という。）第2条に規定する課等をいう。以下同じ。）及び福島第一原子力規制事務所（以下「担当課等」という。）において、東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（以下「リスク低減目標マップ」という。）、前年度の実施計画検査の結果、規則第12条第9号に基づき提出される規則第12条第8号に規定する事業者による検査の計画（以下「事業者検査計画」という。）、福島第一原子力発電所における事故トラブル等に係る状況及び特定原子力施設監視・評価検討会における議論等（以下「リスク情報」という。）を踏まえ、当該年度における実施計画検査の基本方針（以下「年度方針」という。）を作成し、原子力規制委員会の承認を受ける。原子力規制委員会の承認を受けた年度方針は、特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）に関する詳細な情報を除き公表する。

4.2 年度検査計画の作成、通知及び公表

担当課等は、原子力規制委員会の承認を受けた年度方針に基づき、かつリスク情報を踏まえ、当該年度における施設定期検査、保安検査及び核物質防護検査の実施に係る計画（以下「年度検査計画」という。）を作成し、当該計画に従って実施計画検査を実施す

る。ただし、「気づき等の影響度に係る評価イメージ」(表1)に掲げる各評価事項に係る大きな影響を及ぼす若しくは公衆の健康と安全に影響を及ぼす又はその可能性のある事象が発生した場合並びに福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗に大きな影響を与える若しくはその可能性のある事象(以下「事象」という。)が発生した場合には、年度検査計画にかかわらず、個別に要否を判断の上、必要な検査(第68条第1項に規定する立入検査。以下「追加的な検査」という。)を実施する。

作成した年度検査計画に係る計画は、核物質防護検査以外の検査に係るものについては、担当課等において調整の上、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長名、核物質防護検査に係るものについては、安全規制管理官(核セキュリティ担当)名で、それぞれ事業者へ通知するとともに、防護措置に関する詳細な情報を除き公表する。

4.3 年度検査計画の変更

年度検査計画を作成後、事業者の活動計画が大幅に変更となった場合は、適宜年度検査計画を変更し、変更後の事業者の活動計画に即した検査が実施できるよう調整する。

5. 実施計画検査の実施

本章では、3. 実施計画検査の種別で示すそれぞれの検査を円滑に実施するための事項を定める。

なお、立入り、物件検査及び試料受理並びに関係者に対する質問に関する事前準備として、原子力規制検査等実施要領(原規規発第 号)に規定する事項を実施しておく。

また、各検査の実施中に、別の検査の検査対象に関する気づき事項を発見した際には、速やかに担当課等に連絡する。連絡を受けた担当課等は、当該事項の詳細を踏まえ、適切に対応する。

5.1 使用前検査

(1) 検査対象

使用を開始しようとする施設の実施計画に定める工事及び性能に関する事項(ただし、溶接検査及び輸入溶接検査の検査対象を除く。)

(2) 申請書の受理及び公表

担当課等の検査官は、規則第19条の規定に基づき使用前検査を受けようとする事業者から原子力規制委員会に提出された申請書について、規則第19条第1項各号に掲げる事項が申請書に記載されていること及び同条第2項に掲げる事項に関する書類が申請書に添付されていることを確認した上で、受理し公表するものとする。

(3) 検査の実施

a. 検査実施要領書の策定

担当課等の検査官は、申請書を受理した場合には、規則第22条に基づき、使用前検査実施要領書を定める。

使用前検査で確認する事項については、受理した申請書の内容、検査対象の施設に係る法第64条の3第1項若しくは第2項に基づく実施計画の認可内容等を踏まえ、規則第20条第1項の規定に従って、設定するものとする。

b. 検査の実施

使用前検査は、担当課等の検査官が規則第20条に基づき、規則第12条第7号に基づいて事業者が実施する検査に立ち会い、又はその記録を確認することによって実施するものとする。

(4) 終了証の交付及び公表

担当課等の検査官は、使用前検査が終了した際には、規則第24条に基づき、使用前検査の終了証を事業者へ交付し公表する。終了証の交付に当たっては、文書管理要領に基づき起案、決裁等の手続きを進めるものとする。

5.2 溶接検査

(1) 検査対象

実施計画に定める施設のうち溶接をしたものであって規則第26条各号に掲げるものの溶接に関する事項(ただし、輸入溶接検査の検査対象を除く。)

(2) 申請書の受理及び公表

担当課等の検査官は、規則第 27 条の規定に基づき溶接検査を受けようとする事業者から原子力規制委員会に提出された申請書について、規則第 27 条第 1 項各号に掲げる事項が申請書に記載されていること及び同条第 2 項に掲げる事項に関する書類が申請書に添付されていることを確認した上で、受理し公表するものとする。

(3) 検査の実施

a. 検査実施要領書の策定

担当課等の検査官は、申請書を受理した場合には、規則第 31 条に基づき、溶接検査実施要領書を定める。

溶接検査で確認する事項については、受理した申請書の内容、検査対象の施設に係る法第 64 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に基づく実施計画の認可内容等を踏まえ、設定するものとする。

b. 検査の実施

溶接検査は、担当課等の検査官が規則第 28 条の規定に基づき、規則第 12 条第 7 号に基づき事業者が実施する検査に立ち会い、又はその記録を確認することによって実施するものとする。

(4) 終了証の交付及び公表

担当課等の検査官は、溶接検査が終了した際には、規則第 33 条に基づき、溶接検査の終了証を事業者に交付するとともに、刻印又はこれに代わるもので示す。また、終了証を交付した旨を公表する。終了証の交付に当たっては、文書管理要領に基づき起案、決裁等の手続きを進めるものとする。

5.3 輸入溶接検査

(1) 検査対象

実施計画に定める施設のうち溶接をしたものであって輸入したものの溶接に関する事項。

(2) 申請書の受理及び公表

担当課等の検査官は、規則第 29 条の規定に基づき輸入溶接検査を受けようとする事業者から原子力規制委員会に提出された申請書について、規則第 29 条第 1 項各号に掲げる事項が申請書に記載されていること及び同条第 2 項に掲げる事項に関する書類が申請書に添付されていることを確認した上で、受理し公表するものとする。

(3) 検査の実施

a. 検査実施要領書の策定

担当課等の検査官は、申請書を受理した場合には、規則第 31 条に基づき、輸入溶接検査実施要領書を定める。

輸入溶接検査で確認する事項については、受理した申請書の内容、検査対象の施設に係る法第 64 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に基づく実施計画の認可内容等を踏まえ、設定するものとする。

b. 検査の実施

輸入溶接検査は、担当課等の検査官が、規則第 12 条第 7 号に基づき事業者が実施する検査に立ち会い、又はその記録を確認することによって実施するものとする。

(4) 終了証の交付、通知及び公表

担当課等の検査官は、溶接検査が終了した際には、規則第 33 条に基づき、輸入溶接検査の終了証を事業者に交付するとともに、刻印又はこれに代わるもので示す。また、終了証を交付した旨を公表する。終了証の交付に当たっては、文書管理要領に基づき起案、決裁等の手続きを進めるものとする。また、終了証は事業者へ通知し公表する。

5.4 施設定期検査

(1) 検査対象

実施計画に定める施設のうち使用を開始したものの実施計画に定める性能の維持に関する事項。

(2) 年度方針及び年度検査計画の作成等

年度方針及び年度検査計画の作成等は、4. 実施計画検査の年度方針及び年度検査計画に従う。

(3) 検査の実施

a. 検査に関する事前準備

担当課等の検査官は、年度検査計画を踏まえた上で、事業者検査計画等を参考に、より詳細な施設定期検査の実施に係る計画（以下「施設定期検査計画」という。）を作成する。施設定期検査計画には検査対象、実施時期及び立会区分を含めることとする。

立会区分の設定に当たっては、規則第12条第8号に基づき事業者が実施する検査の実施時期及びリスク低減目標マップへの関連性等の条件を考慮するものとする。

なお、施設定期検査計画は、事業者の活動計画の変更及び直近のリスク情報等に応じ、適宜見直すこととする。

b. 検査実施要領書の策定

担当課等の検査官は、施設定期検査計画を作成した場合には、施設定期検査の検査実施要領書を定める。

施設定期検査で確認する事項については、作成した施設定期検査計画の内容、検査対象の施設に係る法第64条の3第1項若しくは第2項に基づく実施計画の認可内容等を踏まえ、設定するものとする。

c. 検査の実施

施設定期検査は、担当課等の検査官が規則第18条の2第1項第2号の規定に基づき、事業者の規則第12条第8号に基づき実施する検査に立ち会い、又はその記録を確認することにより行うものとする。

(4) 検査結果の報告

検査結果の報告は、7. 検査報告書の作成、通知及び公表に従う。

5.5 保安検査

(1) 検査対象

保安のための措置に関する事項。

(2) 年度方針及び年度検査計画の作成等

年度方針及び年度検査計画の作成等は、4. 実施計画検査の年度方針及び年度検査計画に従う。

(3) 検査の実施

a. 検査に関する事前準備

担当課等の検査官及び職員（以下「担当検査官等」という。）は、年度検査計画を踏まえた上で、四半期毎に、事業者の活動計画を参考により詳細な保安検査の実施に係る計画（以下「保安検査計画」という。）を作成する。保安検査計画には検査対象及び実施時期を含めることとする。

なお、保安検査計画は、事業者の活動計画の変更及び直近のリスク情報に応じ、適宜見直すこととする。

b. 開始会議

四半期毎の保安検査の開始日に、担当検査官等と事業者の間で打合せを行い、検査予定、検査対象及び検査対象に関する事業者の活動計画等を確認する。なお、非通知による検査を通じて事業者の活動の実態を把握することを目的とする場合には、柔軟に検査を実施することとする。

c. 検査の実施

保安検査について、担当検査官等は、保安検査計画に従い、効果的かつ効率的に検査を実施するよう努める。また、必要に応じて、検査ガイド（原子力規制検査等実施要領に規定する検査ガイドをいう。以下同じ。）を準用する。検査ガイドについては、福島第一原子力発電所の施設状況を踏まえ、合理的な範囲で準用することとする。

検査対象について気づき事項及び事象（以下「気づき等」という。）を発見した場合は、6. 気づき等の評価及び評価に基づく措置に従う。

なお、フリーアクセスでの検査については、事業者のルール等を遵守するとともに、現場作業を阻害しないよう配慮して実施するものとする。

d. 最終会議

7. 検査報告書の作成、通知及び公表に従って四半期毎の検査報告書（第4四半期

にあつては、年度検査報告書)を取りまとめるに当たり、担当検査官等と事業者の間で打合せを行い、当該期間中(第4四半期にあつては、当該年度)における検査結果(検査の中で確認した気づき等、当該気づき等に係る担当検査官等の評価及び指摘事項等。以下同じ。)及び評価を説明するとともに、検査結果に対する事業者の認識及び対応状況(気づき等に関する是正処置の実施状況を含む。以下同じ。)を聴取し、必要に応じて追加的な指導等を行う。

e. 検査における留意事項

追加的な検査を実施する場合には、当該検査について、個別に上記 a~d のプロセスを実施する。

(4) 検査結果の報告

検査結果の報告は、7. 検査報告書の作成、通知及び公表に従う。

5.6 核物質防護検査

(1) 検査対象

防護措置に関する事項。

(2) 年度方針及び年度検査計画の作成等

年度方針及び年度検査計画の作成等は、4. 実施計画検査の年度方針及び年度検査計画に従う。

(3) 検査の実施

核物質防護検査については、担当課等において、取り扱う情報の機密性等を考慮しつつ、適切に実施するものとする。

(4) 検査結果の報告

検査結果の報告は、7. 検査報告書の作成、通知及び公表に従う。

5.7 その他の検査

(1) 検査対象

5.1 から 5.6 において掲げる検査対象に当てはまらない事項。

(2) 検査の実施

当該検査については、必要に応じ、その実施に係る具体的な事項について、個別に原子力規制委員会において決定した上で行うものとする。

6. 気づき等の評価及び評価に基づく措置

気づき等の評価は、気づき等の詳細を「気づき等の影響度に係る評価イメージ」(表 1)及び「気づき等の影響度に係る評価上留意すべき視点イメージ」(表 2)に照らし、かつその性質を踏まえ定性的に実施する。

気づき等の評価は、まず担当課等において実施し、その後必要に応じて、関係する課等、原子力規制庁幹部及び原子力規制委員会委員と協議した上で、最終的な評価を決定するものとする。その過程で、面談等により事業者に原子力規制委員会の当該気づき等の評価に係る考え方を伝えるとともに、事業者の意見を聴取する。また、決定した評価及び当該事象の性質等を総合的に考慮した上で、必要な措置¹を講ずる。

実施計画違反の疑いのある気づき等の場合には、担当課等において、上記評価及び当該事象の性質等を総合的に考慮した上で、実施計画の違反区分(違反又は軽微な違反(以下「監視」という。))を判定する。

7. 検査報告書の作成、通知及び公表

担当課等は、四半期毎に、当該期間(第4四半期にあつては、当該年度)における施設定期検査、保安検査及び核物質防護検査の検査結果及び評価について取りまとめ、検査報告書(第4四半期にあつては、年度検査報告書)を作成する。年度検査報告書については、規則第12条第9号に基づき報告される規則第12条第8号に規定する事業者による検査の実施状況もあわせて取りまとめる。

¹ 公開の会合等における説明の要求及び指導、法第64条の3第4項に基づく実施計画の変更命令、同条第6項に基づく措置命令並びに法第67条に基づく報告徴収等

原子力規制庁
2020年1月9日(木)面談資料

検査報告書及び年度検査報告書については、作成次第速やかに原子力規制委員会に報告し、その承認を受けるものとする。原子力規制委員会の承認を受けた報告書は、核物質防護検査以外の検査に係る部分については、担当課等において調整の上、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長名、核物質防護検査に係る部分については、安全規制管理官（核セキュリティ担当）名で、それぞれ事業者へ通知するとともに、防護措置に関する詳細な情報を除き公表する。また、報告書のうち核物質防護検査に係る部分については、担当課等において、法第72条第5項に基づき国家公安委員会及び海上保安庁に通知する。

なお、追加的な検査を実施した場合には、担当課等において別途検査報告書を作成するとともに、事業者へ通知し、防護措置に関する詳細な情報を除き公表する。また、当該報告書の内容については、必要に応じて、当該検査が終了した年度の年度検査報告書に統合する。

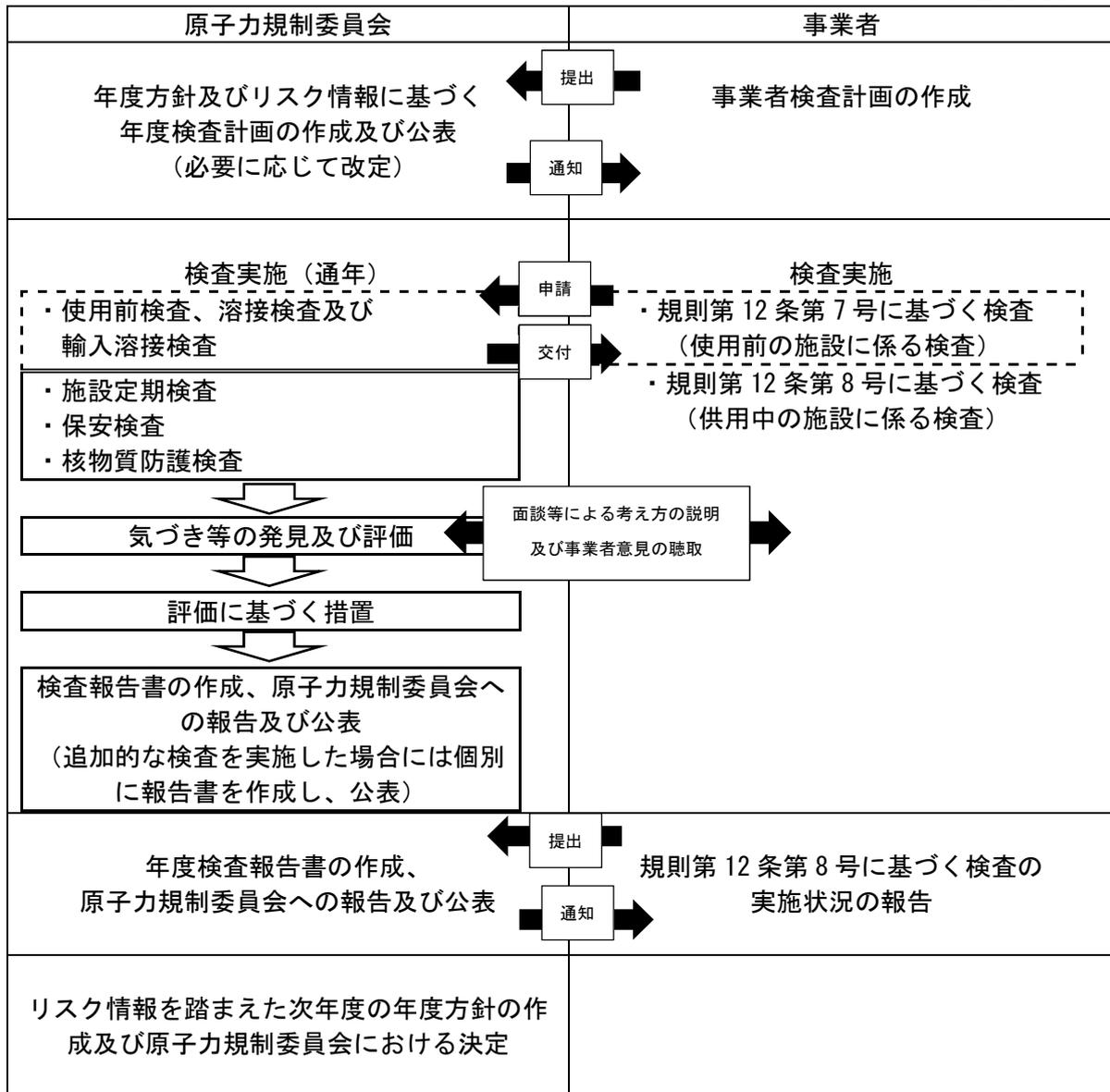


図1. 実施計画検査に関する実施フロー

原子力規制庁
2020年1月9日(木)面談資料

	公衆に対する放射線安全への影響	従業員に対する放射線安全への影響	安全確保設備等への影響	品質マネジメントへの影響	廃炉プロジェクトマネジメントへの影響	防護措置への影響
影響があるもの (影響大) ※1	敷地外に放射性物質が法令で定める限度を超えて漏えいした場合	放射線業務従事者が法令で定める限度を超えた被ばく等を受けた場合	原子力安全又はリスク低減活動に大きな影響を与えた事象、若しくはそのような事象にいたるおそれがあると判断した場合			(P)
影響はあるが軽微なもの (軽微) ※2	敷地内の放射性物質の漏えい等にいたった事象又はそのような事象にいたるおそれのある場合	従事者の計画外の被ばく又は身体汚染にいたった事象又はそのような事象にいたるおそれのある場合	安全確保設備等について実施計画に定めた事項が履行されていない事象	実施計画で定めた品質保証計画(社内マニュアル等含む)が履行されていない事象	廃炉プロジェクトの進捗に支障をきたす事象	(P)
無	原子力安全又は廃炉作業等への影響が限定的かつ極めて小さなものであると判断したもの					

※1 必要に応じ、報告徴収等の対応措置の実施を検討

※2 事業者自身の是正処置による改善を期待(担当課等は改善の状況を監視)

表 1. 気づき等の影響度に係る評価イメージ

視点	評価内容
是正処置の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な原因究明及び是正処置を行い、同様の事象の再発が防止されているか ・他施設も含め、類似の気づき等について適切に水平展開を行っているか
自主改善能力	<ul style="list-style-type: none"> ・気づき等を事業者自らが発見し、是正処置を行っているか
継続期間	<ul style="list-style-type: none"> ・不適合が是正されるまでの期間はどれくらいか ・当該期間は当該不適合によるリスクを考慮した際、適切なものだったか
共通要因	<ul style="list-style-type: none"> ・類似の事象を惹起する可能性の高い共通的な要因が存在するか
事象の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク低減の措置を講ずる上でやむを得ない事情があったか

表 2. 気づき等の影響度に係る評価上留意すべき視点イメージ

変更履歴

No.	変更日	施行日	変更概要	備考
0	—			
1				
2				
3				